

改正案

現行

<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及び八からトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（所属外国銀行に関する届出）</p> <p>第二十五条の二の三 銀行法第五十二条の二の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。</p> <p>2 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>3 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九第二項</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及び八からトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（所属外国銀行に関する届出）</p> <p>第二十五条の二の三 銀行法第五十二条の二の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。</p> <p>2 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>3 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九第二項</p>

による公告及び揭示をするとき（同条第一項第三号から第六号までに掲げる届出を行った場合に限る。）は、所屬外国銀行における預金等その他その営む外国銀行代理業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

（長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社）

第二十五条の二十八 銀行法第五十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該長期信用銀行主要株主（連結基準対象会社（銀行法第二条の二第一項第二号に規定する連結基準対象会社をいう。第三号において同じ。）である者に限る。次号において同じ。）の子会社（第五条の十一第二項第一号に規定する子会社をいう。）
- 二 当該長期信用銀行主要株主の関連会社（第五条の十一第二項第三号に規定する関連会社をいう。）
- 三 当該長期信用銀行主要株主（連結基準対象会社以外の者）に限る

による公告及び揭示をするとき（同条第一項第三号から第六号までに掲げる届出を行った場合に限る。）は、所屬外国銀行における預金等その他その営む外国銀行代理業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 第四条の五第九項の規定は、前項第三号の場合において同号の長期信用銀行主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項」とこれらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社）

第二十五条の二十八 銀行法第五十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該長期信用銀行主要株主（連結基準対象会社（銀行法第二条の二第一項第二号に規定する連結基準対象会社をいう。第三号において同じ。）である者に限る。次号において同じ。）の子会社（第五条の十一第二項第一号に規定する子会社をいう。）
- 二 当該長期信用銀行主要株主の関連会社（第五条の十一第二項第三号に規定する関連会社をいう。）
- 三 当該長期信用銀行主要株主（連結基準対象会社以外の者）に限る

。) がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社その他の法人殊の関係のある会社)

2 第四条の五第九項の規定は、前項第三号の場合において同号の長期信用銀行主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。) において準用する場合を含む。) 」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 九 (略)

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

十一 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定

。) がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社その他の法人殊の関係のある会社)

(新設)

(銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 九 (略)

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有

十一 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定

<p>める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〇二十三 (略)</p> <p>二十四 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当(中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。)をした場合</p> <p>二十五・二十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当(中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。)をした場合</p> <p>十九〇二十二 (略)</p> <p>4〇10 (略)</p>	<p>める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〇二十三 (略)</p> <p>二十四 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当をした場合</p> <p>二十五・二十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当をした場合</p> <p>十九〇二十二 (略)</p> <p>4〇10 (略)</p>
--	--